

広畑少年サッカースクール育成会会則

第1条(名称及び事務所)

本育成会は、広畑少年サッカースクール育成会(以下「育成会」という。)と称し、事務所を**育成会会計室**に置く。

第2条(目的)

育成会は、広畑少年サッカースクール(以下「団」という。)の目的達成のため指導者を支援及び運営を後援する。

広畑少年サッカースクール目標

- ・リスペクト精神
- ・プレーヤーズファースト
- ・元気のよいチーム
- ・挨拶のできるチーム

第3条(会員)

- 1 会員は、団の保護者と指導者とする。ただし会長が認める場合は例外として団員の保護者以外の者を会員とすることができる。
- 2 会員は目的を達成するため相互協力する。
- 3 会員が活動に著しく妨げる行為を行った場合は、育成会の協議決定により退会させることができる。

第4条(役員及び定数並びに任務)

- 1 会長を1名置く。
育成会の代表として育成会の会務を統括するとともに、団の代表及び指導者と協力して団の運営を円滑に行う。
- 2 副会長を1名以上置く。
 - (1) 会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
 - (2) 会長と協力し、育成会の行事の企画・運営を行う。
 - (3) 予算の執行を管理し、会議に報告する。

3 会計を1名以上置く。

- (1) 団の運営費を一括して管理する。
- (2) 運営費の会計に従事し、会計報告を総会に提出する。
- (3) 団費の集金は学年育成会に依頼し、集金する。
- (4) 経費の支出は、代表又は担当コーチの要請により会長の承認を得てから支出する。
- (5) 会計の証憑、資料等の保管期間は5年間とし、経過した書類は除却処分とする。

4 書記を1名以上置く。

総会及び役員会の記録を担当し、会員への報告を行う。

5 会計監査を1名ないし2名置く。

年1回以上会計監査を実施し、総会に報告する。

6 学年部長

- (1) 連絡網を活用し、担当団員の大会、練習及び行事などへの出欠を掌握する。
- (2) 育成会会長、副会長に協力し、団の運営を積極的に進める。
- (3) 指導者との連絡を密にし、大会、練習及び行事などの活動を円滑に行う。
- (4) 会計の依頼を請け、担当する学年の団費の集金を行う。
- (5) 指導者の要請に基づき、既存ユニホームを業者手配を行う。

7 学年副部長

- (1) 学年部長を補佐し、大会、練習など活動を取りまとめる。
- (2) 育成会会長、副会長に協力し、団の運営を積極的に進める。

8 お世話係を2名以上置く。

- (1) 育成会会長又は学年部長の指示に従い、大会会場、練習会場の準備を行う。

9 保険係を1名以上置く。

- (1) 団員、育成会、指導者の保険の加入を統括する。
- (2) 団員の新規加入に伴う保険手続きを行う。

10 卒団対策係を1名以上置く。

6学年の卒団式などの企画、運営を行う。

第5条(会議)

- 1 育成会は全体会議と役員会の二つの機関を置く。
- 2 全体会議は年1回の総会を開催する。また、役員及び会員の

要請があり、代表又は会長が必要と認めた場合は臨時会を開催することとし、
会長が招集する。
- 3 全体会議は次のことをについて協議し、出席者の半数以上の採決により成立する。
 - (1) 年間行事計画
 - (2) 育成会活動内容
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 会計報告及び年間活動指針について
 - (5) その他
- 4 役員会は急を要する事項について会長が必要と認めた場合に随時開催し、全体会議によらず決定することができる。

第6条(会計年度)

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条(経費及び集金)

- 1 団及び育成会の運営費は一括する。
- 2 運営は月会費、入会金により行う。

3-1 月会費は、定額金とし、年2回に分けて納めることとする。

2年生以下：月会費1,500円・スポーツ保険費800円

3年生：月会費1,500円・スポーツ保険費800円

4年生：月会費1,500円・スポーツ保険費800円・サッカー協会登録費・他1,000円

5年生：月会費2,000円・スポーツ保険費800円・サッカー協会登録費・他1,000円

6年生：月会費2,000円・スポーツ保険費800円・サッカー協会登録費・他1,000円

※各学年での登録人数により上位学年に登録が発生する場合がある。

(登録を有しない学年に関しては登録可否を協議確認にて上位学年に登録を行う際はサッカー協会登録費を徴収する。)

3-2 スポーツ保険費・サッカー協会登録費は上期分と合わせて納める事。

4 入会金は、新規入団時に2,000円を徴収する。

5 途中退会時の払い戻し金は無しとする。

6 団の運営に伴う指導者の資格所得及び更新費用は育成会から支出する。

7 特別会員及び指導補助者が資格所得を希望時は指導者と同様に支出する。

第8条(傷害保険及び責任)

1 全団員はスポーツ傷害保険に加入し、保険料は育成会で管理する。

保険加入後は育成会から連絡実施

2 団員の活動に際して会員の参加がなくても、団員の責任は役員及び指導者並びに

会員が負うものとする。また、団の活動における事故の補償は保険金によるものとし、
団から見舞金を交付する。

3 見舞金は1週間以上入院した場合に限るものとし、その額は別途定める。

4 試合などの移動中による事故については、団及び引率者は、原則として責任を持たない。

第9条(特別会員)

1 特別会員は、元団員であった者で、練習などに協力してくれるものとする。

2 会員の資格を有しなくなった者のうち希望するものは、育成会の目的達成のため活動することができるものとする。

第10条(公職選挙及び募金活動)

育成会は、公職選挙及び募金活動に関与しない。

補足

H29年4月8日育成会会則総改訂

H30年4月1日 育成会会則一部改訂

第2条(目的)

一部改訂

第7条(経費及び募金)

3-1) 一部改訂

3-2) 一部改訂

第8条(傷害保険及び責任)

1 一部改訂

第1条(名称及び事務所)

1 一部改訂

R03年4月1日 育成会会則一部改訂

第7条(経費及び募金)

3-1) 一部改訂

R05年4月1日 育成会会則一部改訂

第7条(経費及び募金)

3-1) 一部改訂

3-2) 一部改訂